

高崎市告示第114号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）第13条の2に規定する土地の区域を指定区域として下記のとおり指定した。

平成27年4月6日

高崎市長 富岡賢治

記

指定区域

| 指定番号 | 指定区域の所在地 | 埋立地の区分 |
|------|---|--------|
| 産-3 | 高崎市上里見町字間野山4109番232、4109番233、4109番503、4109番861、4109番862の一部、4109番868 | ア |

備考 埋立地の区分

ア 令第13条の2第1号に規定する埋立地の区域

イ 令第13条の2第2号に規定する埋立地の区域

ウ 令第13条の2第3号イに規定する埋立地であって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「規則」という。）第12条の31第1号に規定する埋立地の区域

エ 令第13条の2第3号イに規定する埋立地であって、規則第12条の31第2号に規定する埋立地の区域

オ 令第13条の2第3号ロに規定する埋立地であって、規則第12条の32に規定する埋立地の区域